

履修免除試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の（設例）を飲んで、問（１）、（２）に答えなさい。

（設例）

タクシー会社に勤めるXは、タクシー運転手として勤務した12年間、交通事故を起こしたことはなく、道路交通法に違反したこともなかった。Xは、2023年9月30日午後8時から同僚の送別会に遅れて参加し、挨拶だけで退席しようとしたところ、飲酒を強く勧められ、断り切れずに飲酒をした。送別会の後、Xは有料駐車場に駐車していた自らの車の中で仮眠をとった。翌朝午前6時半ごろ、Xが自宅に帰ろうと自らの車を運転して駐車場から公道に出たところ、突然何かがぶつかったような大きな音がした。Xは車を止めて下車し、音がした方向へ向かうと、駐車場内の柵が損壊し、遮断ポールが折れていた。Xは物損事故と判断し、直ちに警察に通報した。駆け付けたY県の警察官は、その場にとどまっていたXが通報者であることを確認し、Xから事情を聴取していたが、念のためXの同意を得て呼気検査をしたところ、Xの呼気から0.15mg/Lのアルコールが検出された。

その後、物損事故についてはXの運転によるものでないことが明らかになったが、酒気帯び運転については、道路交通法上、90日間の運転免許停止処分がなされることとなっており、Y県公安委員会は、Xが酒気帯び運転をしたことを理由に、Xに対して90日間の運転免許停止処分（以下「本件処分」という。）を行うこととした。

問（１）（配点：50点）

道路交通法103条1項5号に基づき免許取消処分もしくは90日以上免許停止処分を行う場合、同法は、行政手続法上の意見聴取手続の規定について適用除外とする旨定めるとともに、同手続に代えて特別の意見聴取手続を定めている（【資料】参照）。

仮に道路交通法上の特別の意見聴取手続の定めがないとすると適用されるべき行政手続法上の意見聴取手続との違いが分かるように、本件処分において具体的にどのような意見聴取手続（以下「本件手続」という。）がとられるべきか説明しなさい。

問（２）（配点：50点）

Y県公安委員会が本件手続を2023年10月30日に実施する旨の通知をXに対して行わなかったため、Xは同日に実施された本件手続に参加することができず、酒気帯び運転はしていないと主張するXの言い分を聴くことなく、Y県公安委員会が本件処分を行ったとする。これに対して、Xが本件処分の取消訴訟を提起したとする

2024年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(行政法)

と、本件手続の瑕疵を理由に本件処分は取り消されるべきか説明しなさい。なお、理由提示の瑕疵については論じなくてよい。

【資料 道路交通法（抜粋）】

(免許の取消し、停止等)

第103条 免許……を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、……公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。……

<1～4号 略>

5号 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき……

<6～8号、2～10項 略>

(意見の聴取)

第104条 公安委員会は、第103条第1項第5号の規定により免許を取り消し、若しくは免許の効力を90日……以上停止しようとするとき……は、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、意見の聴取の期日の1週間前までに、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所を通知し、かつ、意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

<2、3項 略>

4項 公安委員会は、当該処分に係る者……が正当な理由がなくて出頭しないとき……は、……意見の聴取を行わないで第103条第1項……の規定による免許の取消し若しくは効力の停止（同条第1項第5号に係るものに限る。）……をすることができる。

<5項 略>

(行政手続法の適用除外)

第113条の2 ……第103条第1項……の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第1項第5号に係るものに限る。）……については、行政手続法第三章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。